

No.	ページ数	変更後	変更前	変更理由
1	28 ページ目 ～ 111 ページ目	「平時」の文言を削除	第4 各対策項目の考え方及び取組 準備期に係る各部分	準備期は、予防や準備等の平時からの取組みを実施する段階であることを前提としており、重ねて記載は不要であるため削除した。
2	29 ページ目	第4 各対策項目の考え方及び取組 1 実施体制 1－3 関係機関との連携強化 ① <u>国</u> 、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び情報伝達訓練等を実施する。 ② <u>国</u> 、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体等の関係機関との情報交換等を始めとした連携体制を構築する。	第4 各対策項目の考え方及び取組 1 実施体制 1－3 関係機関との連携強化 ① 県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び情報伝達訓練等を実施する。 ② 県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体等の関係機関と平時からの情報交換等を始めた連携体制を構築する。	国が主催する訓練等に市が参加する可能性もあるため、政府行動計画に合わせて変更した。

No.	ページ数	変更後	変更前	変更理由
3	31 ページ目	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>1 実施体制</p> <p>2 – 3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</p> <p>市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国 <u>及び県</u>からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。</p>	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>1 実施体制</p> <p>2 – 3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</p> <p>市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。</p>	国の財政支援が整備されるまでの一定期間、県が財政支援を行う可能性があるため変更した。
4	50 ページ目	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>5 水際対策</p> <p>1 – 1 国と連携した訓練の実施</p> <p>県は、有事に備えた情報伝達訓練等の実施を通じて、国との連携を強化する。</p> <p><u>市は、必要に応じてこれに参加する等、情報収集に努める。</u></p>	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>5 水際対策</p> <p>1 – 1 国と連携した訓練の実施</p> <p>県は、有事に備えた情報伝達訓練等の実施を通じて、国との連携を強化する。</p>	市としての対応について、記載されていなかったため、追加した。

No.	ページ数	変更後	変更前	変更理由
5	54 ページ目	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>6 まん延防止</p> <p>(2) 初動期</p> <p>② 市は、市内におけるまん延に備え、市行動計画 <u>又は業務継続計画</u>に基づく対応の準備を行う。</p>	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>6 まん延防止</p> <p>(2) 初動期</p> <p>② 市は、市内におけるまん延に備え、市行動計画 に基づく対応の準備を行う。</p>	業務継続計画の記載がなかったため、県行動計画に合わせて変更した。
6	57 ページ目	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>6 まん延防止</p> <p>3-1-3-5 その他の事業者に対する要請</p> <p><u>④ 市は、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。</u></p>	新規追加項目	国のガイドラインに合わせて追加した。

No.	ページ数	変更後	変更前	変更理由
7	65 ページ目 ～ 66 ページ目	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>8 医療</p> <p>1－1 基本的な医療提供体制</p> <p>② 市は県と協力し、有事において国が示す、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供するための、症状や重症化リスク等に応じた、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に係る振り分け基準を踏まえ、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。<u>これらの有事の医療提供体制を準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供できる環境を整える。</u></p>	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>8 医療</p> <p>1－1 基本的な医療提供体制</p> <p>② 市は県と協力し、有事において国が示す、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供するための、症状や重症化リスク等に応じた、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に係る振り分け基準を踏まえ、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。</p> <p>③ 市は県と協力し、上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供できる環境を整える。</p>	変更前の②と③の内容が密接に関連するため、統合した。

No.	ページ数	変更後	変更前	変更理由
8	108 ページ目	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>1 3 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p><u>3 - 1 - 3 生活支援を要する者への支援</u></p> <p><u>市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。</u></p>	新規追加項目	国のガイドラインに合わせて追加した。

No.	ページ数	変更後	変更前	変更理由
9	110 ページ目	<p>第4 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>1 3 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 – 2 – 3 市民生活及び地域経済の 安定に関する措置</p> <p><u>水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水 道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機 関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、 県行動計画、市行動計画又は業務計画に基づき、 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置 を講ずる。</u></p>	新規追加項目	市においては水道事業を行っていないため、不記載としていたが、県の指摘により追加した。